

## お知らせ

### 緊急事態宣言期間中の吉田宏司事務所の対応について

令和2年4月7日に、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が発令されました。

当事務所では上記の宣言を受け、4月13日（月）以降、当面のあいだ 職員を二班に分け事務所勤務と自宅待機（または在宅勤務）を1日交代で行う こととしました。

事業所の皆様にはご不便をお掛けすることと思いますが、何卒ご理解の程、宜しく願い申し上げます。

### 新型コロナウイルス感染症の対応について

Q. 新型コロナウイルスに感染した場合、休業手当は必要ですか？

A. 都道府県知事が行う就業制限により労働者を休業させる場合は「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないので**休業手当を支払う必要はありません。**

Q. 労働者が感染の疑いがあると考えて自主的に休んだ場合、休業手当は必要ですか？

A. 労働者が自主的に休む場合は、**通常の欠勤と同様に取り扱うため休業手当は必要ありません。**  
一方で、使用者が自主的な判断で休業させる場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

Q. 使用者が労働者に対して有給休暇を取得させることは可能ですか？

A. 有給休暇は労働者からの申出により取得させるもので、使用者が強制的に取得させることはできません。

Q. 新型コロナウイルスに関連して、労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を新たに設けたいと考えています。制度を設けるに当たっての具体的な手続はどのようになりませんか？

A. 労使の話し合いにより有給の特別休暇制度を設けることができます。  
その場合には、就業規則に定める、書面を交付するなどの方法で労働者に周知することが必要です。

内容に関するお問合せやご相談は

吉田宏司事務所 (03-3274-0656 [y-jimusho@fukusikyokai.com](mailto:y-jimusho@fukusikyokai.com)) までご連絡ください